

活動の紹介



1) わすれん！ウェブサイトやスタジオ掲示板であなたの活動をご紹介します。

自己紹介や当センターで予定している活動の内容などを140文字以内でご記入ください。

紹介文

	20
	60
	80
	140

※この紹介文は「参加申込書」に記入された所属団体（あれば）と併せて公開されます。

団体名を非公開にしたい方は右にチェックを入れてください→□

2) ご自身のホームページやtwitter、YOUTUBE のアカウントがあれば教えてください。

※公開可能な範囲で結構です

※記入して頂いたtwitterアカウントは「3がつ11にちをわすれないためにセンター」のアカウント@recorder311で

リスト登録し、みなさんの活動の情報共有ができるようにしたいと思います。

参加者のみなさんもこの活動についてツイートする場合にはハッシュタグ #recorder311をご利用ください。

3がつ11にちをわすれないためにセンター 活動における成果資料の取扱いに関する承諾書



せんだいメディアテーク指定管理者

公益財団法人仙台市市民文化事業団 理事長

- （利用許諾） 私（当団体）は、せんだいメディアテーク（以下、「smt」といいます。）の3がつ11にちをわすれないためにセンター（以下、「わすれん！」といいます。）を利用するにあたり、当該活動において制作した成果としての著作物（以下、「成果物」といいます。）を、smt指定管理者（以下、「指定管理者」といいます。）が以下の通り取り扱うことを承諾します。
 - ① 東日本大震災関連の記録として電子媒体に複製し、smtにおいて保存すること
 - ② 成果物が公表されていない場合、これを公表すること
 - ③ 成果物をsmt内で上演、上映若しくは展示すること
 - ④ 成果物の全部又はその一部をsmtが運営し又はアカウントを持つウェブサイト上で公衆送信すること
 - ⑤ 成果物を電子媒体に複製した物を公衆に貸与し、smt内で視聴させること
 - ⑥ smtの教育及び文化振興活動又はこれらの活動の広報のために、成果物を利用（トリミング等の必要な改変を含む）した印刷物を作成し、公衆に頒布すること
 - ⑦ 上記②～⑥のうち承諾した取扱いを、指定管理者の指定する者に行わせること
 - ⑧ 指定管理者の指定する者に、放送メディアによる公衆送信を行わせること
 - ⑨ 仙台市及び東日本大震災に関連した自治体や組織に対し、本著作物にかかる著作権の全部（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む、以下同じ。）を移転すること。ただし、仙台市及び著作権を管理する者は、原作者に対して、本著作物の全ての形態における利用を許諾する。
- （必要な協力） 私（当団体）は、指定管理者に対し、成果物を固定した媒体を貸与する等、1. で承諾した指定管理者による成果物の取扱いに必要な協力をします。
- （活動中の変更） 活動の登録内容において、成果物や組織構成の変更が発生した際は、所定の手続きにて、すみやかにsmtへ報告します。
- （二次的著作物制作における原著物の権利処理保証） 成果物が第三者の著作物を利用してある場合、あらかじめ当該著作物の権利者に対し、1. で承諾した指定管理者による成果物の取扱いを説明し、当該取扱いにつき許諾を受けていることを保証します。
- （誠実協議義務） 本書に定めのない事項につき疑義を生じたときは、私（当団体）と指定管理者は誠意を持って協議の上、円満に解決するものとします。
- （地位の移転） 私（当団体）は、将来において指定管理者が交代した場合には、新たな指定管理者が現在の指定管理者の有する1. ～5. に定める地位を引き継ぐことを承諾します。

以上の項目に同意した上で、わすれん！利用を申請します。

年 月 日

（氏名／団体名及び代表者氏名）